

第2章 基本事項

1 計画策定の目的

本計画は、国民皆保険制度を維持し県民の適切な医療の確保を図る観点から、県が市町村、医療機関、保険者協議会等と広く連携して、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。6年間を一期とする計画期間において達成すべき目標と医療費適正化に関する施策及びその行動目標等を定めます。

2 計画策定の根拠

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、「都道府県医療費適正化計画」として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。

4 「国民健康保険の県単位化」や「奈良県地域医療構想」の取組等との関係

医療費適正化計画の策定は、国の社会保障改革の一環であり、国民健康保険の県単位化や地域医療構想の取組との関係性が強く一体的に取り組む必要があるほか、関連する計画との調和を図ることが求められます。

(1) 「国民健康保険の県単位化」の取組との調和

奈良県では、平成30（2018）年度からの国民健康保険の県単位化を契機として、県民負担の公平性の観点から「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化（平成36（2024）年度完成）を目指します。

この中で、平成36（2024）年度の目指すべき保険料水準について、保険料負担の増加を抑制する考えから、高齢化による医療費の伸び率を利用した医療費推計等に基づき設定しています。

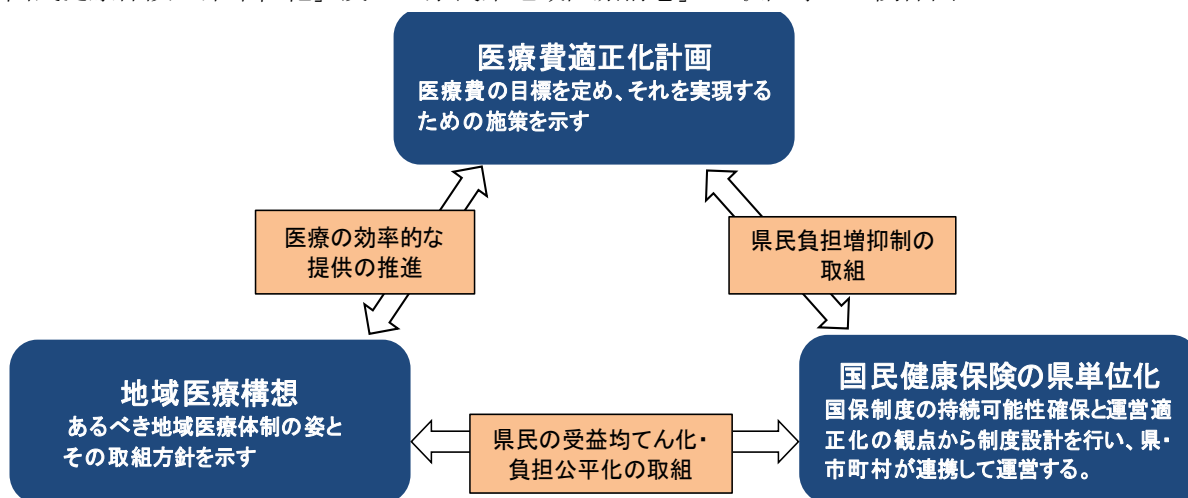
本計画の医療費目標はこれと整合的に設定され、本計画に基づく医療費適正化の取組は、保険料負担に関わる重要なものとなります。

(2) 「奈良県地域医療構想」の取組との調和

現在、取組を進めている「奈良県地域医療構想」（平成28（2016）年3月策定）では、「高齢化社会に対応した医療提供体制の構築」、「医療と介護、生活支援の融合」、「国民健康保険の県単位化を見据えた医療費適正化との一体的な取組」を目標に掲げています。また、同構想においては、「医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い医療提供体制の構築」を取組の基本的視点の一つに掲げ、医療ニーズにマッチする病院機能の分化・連携等を進めることとしており、本計画でも、これを目標達成のための重要な取組の一

つに位置付けています。

「国民健康保険の県単位化」及び「奈良県地域医療構想」の取組等との関係図



(3) その他の計画との調和

このほか、①地域の実情に応じた医療提供体制の確保を目的とした「第7次奈良県保健医療計画」（平成30（2018）年3月策定）、②高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」（平成30（2018）年3月策定）、③保健・医療・福祉・介護等に係る分野横断的な計画である「なら健康長寿基本計画」（平成25（2013）年7月策定、平成30（2018）年3月中間見直し）とも調和のとれた計画内容としています。

5 計画の進行管理と評価等

(1) 機構改革による計画の推進体制の整備

県は、医療・介護・福祉の各政策分野の連携の必要性が増している中、平成30（2018）年4月からの国民健康保険の県単位化にあわせ、県民負担の抑制の取組を強化する等のため、従来の健康福祉部と医療政策部を一体化させた福祉医療部を発足させるとともに、同部の下に医療・介護保険局を創設します。この医療・介護保険局が中心となって、本計画の推進を図ることとします。

(2) 計画の進行管理

県は、計画の実効性を高めるため、計画作成（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）といったPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

また、毎年度の進捗状況を把握するため、関係者から取組状況や行動目標の達成状況等の報告を求め、県が取りまとめを行い県ホームページ等により公表する（計画最終年度及び実績評価年度を除く。）とともに、県・市町村長サミット等の場で市町村や関係者

との意識の共有化を図ります。

(3) 取組の評価

県は、毎年度の進捗状況の取りまとめに当たって、進捗測定やその要因分析のもと評価を行い、市町村、保険者協議会等関係者の意見を聴きながら、必要に応じて取組内容等について見直しの検討を行います。

また、次期（第4期）奈良県医療費適正化計画の策定に資するため、計画期間の最終年度である平成35（2023）年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析を行い、さらに、計画期間終了の翌年度である平成36（2024）年度に本計画で定めた施策の取組状況や目標値の達成状況等について実績評価を行い、その内容を県ホームページ等により公表します。